（別紙）

確 認 書

・尼崎市では、空家等情報の提供を行いますが、所有者等と利用希望者との間で行う物件

の賃貸借・売買に関する交渉、契約等に関しての媒介は行いません。また、契約に関す

るトラブル等については、当事者間で解決をお願いします。

・登録する物件の関係法令等の適合状況については、所有者等と利用希望者との間で確認してください。

・媒介業者等へは、宅地建物取引業法に基づく報酬が必要となります。

・登録申込みされた個人情報については、尼崎市個人情報保護条例の規定に基づき、媒介

業者等や利用希望者への提供のほかは、本事業の目的以外に利用しません。

・所有者等が尼崎市暴力団排除条例（平成２５年尼崎市条例第１３号）第２条第４号に規定する暴力団、同条第５号で規定する暴力団員及び同条第７号で規定する暴力団密接関係者である場合は、尼崎市空家バンクに登録をすることはできません。

・購入希望者との協議により住宅現況調査を実施することになった場合に、調査の実施に同意することが、登録の要件となっています。

尼崎市空家バンクの登録申込みに当たり、以上のことを理解し、尼崎市空家バンク実施要綱を遵守します。

また、登録する物件が建築基準法等関係法令に適合しないことが判明した場合には、速やかに是正することを誓約します。

年 　　 月 　　 日

住 所

氏 名（署名）